

【注意事項】

※以下、平成19年4月2日 障害発第 0402001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知『就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について』からの抜粋。

※新規で施設外就労を実施する場合は、下記(1)から(5)の要件を満たしているか確認させていただきますので、障がい福祉課自立支援給付係までご連絡下さい。

(1) 施設外就労の最低定員及び上限

施設外就労1ユニットあたりの最低定員は1人以上とすること。なお、施設外就労の総数については、利用定員の100分の70以下とすること。

また、施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(2) 職員の配置

施設外就労を行う場合には、施設就労をユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。

(3) 利用定員の取扱い

施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受け入れることが可能であること。

(4) 報酬の適用単価について

報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。

(5) その他

① 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。

ア 請負契約の中で作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。

イ 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。

ウ 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。

また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。

② 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。

ア 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。

イ 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。

③ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。

④ 施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。

⑤ 事業所は、施設外就労に関する実績を毎月の報酬請求に併せて提出すること。

⑥ 施設外就労に随行する支援員の業務。

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。

ア 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力を得て、以下の業務を行う。

- イ 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- ウ 作業指導等、対象者が施設外支援を行うために必要な支援
- エ 施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供
- オ その他上記以外に必要な業務

⑦ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。